

清流の国ぎふ芸術祭「第6回ぎふ美術展」運営委託業務仕様書

1 業務名

清流の国ぎふ芸術祭「第6回ぎふ美術展」運営委託業務

2 業務内容

本業務は、清流の国ぎふ芸術祭「第6回ぎふ美術展」の看板設置、展示台作成等会場整備、表彰式・開場式及び関連プログラムの運営業務等を委託するもの。

3 業務委託期間

契約の日から令和7年9月30日まで

4 第6回ぎふ美術展の概要

別紙 概要 のとおり

5 委託業務の内容

(1) 展覧会場整備業務

展覧会を開催するため、下記の業務を行う。

- ・次表に掲げる看板、展示台等を準備し会場を設営すること。また、展覧会終了後、設営した資機材を撤去すること。
- ・デジタルデータ（写真部門・自由表現部門）に関しては以下によること。
 - i) 写真部門デジタルデータ作品審査のため審査会用データを作成、次表（【表① 資機材の欄③】）に掲げる機器を設置するとともに、審査会で審査に供すること。デジタルデータは発注者が提供する。納期は、審査会リハーサル当日朝（7月22日予定）とし、発注者による立会確認を受けるものとする。審査会時の操作機器は受託者が行うこと。（下記iv）のとおり）

受 付 期 間（最終日）	データ提供日（予定）	審査会データ納品日
2025/6/2(月)～2025/7/6(日)	2025/7/ 9(水)17:15 まで	2025/7/22(火)10:00 まで

- ii) 自由表現部門デジタルデータ作品（「映像作品」という。以下同じ）審査のため、映像作品を発注者の指示による上映ができるようにし、審査会時の機器について次表（【表① 資機材の欄④】）に掲げる機器を設置するとともに、審査会で審査に供すること。審査会時の操作機器は受託者が行うこと。（下記iv）のとおり）なお、審査会終了後には発注者の了解を得た後に当該機器は撤去すること。

なお、映像作品データについては、7月21日（月）に岐阜県美術館内臨時事務局で手渡しとするので受領のため、7月21日（月）10時～12時までの間に岐阜県美術館へ来館すること。

受 付 期 間（最終日）	データ提供日（予定）	審査会データ納品日
2025/7/20(日) 14:00	2025/7/21(月)12:00 まで	2025/7/22(火)10:00 まで

- iii) 審査会終了後、映像作品を観覧してもらうため、次表（【表① 資機材の欄⑤】）について、別図に準じ映像ブースを設置するとともに、入選した映像作品データを観覧可能な状況にすること。納品は下記v）による。（別図に拠りがたい場合は契約後速やか（概ね14日以内）に実際の設置に関する提案を理由を付して提出すること。その場合は、提案に基づき別途協議とする。ただし、費用の増は行わない。）

- iv) 審査会リハーサル時（7月22日（火）予定）及び審査会時（7月23日（水）予定）

は、機器の操作を行う者を写真部門・自由表現部門（映像）各1名、延べ4名を配置すること。（審査会リハーサル時と審査会時は同一者が望ましい。）

v) 審査会終了後、デジタルデータに関しては、観覧用データを作成し、写真部門については7月31日（木）、映像作品については8月4日（月）までに納品すること。納品時には、観覧状況に支障がないことを発注者立会の下、確認すること。（写真部門の観覧機器は審査会時に同じ。映像作品観覧機器は上記iii）のとおり。）

vi) 展示期間中に不具合が生じた場合は速やかに対応すること。

- ・看板等会場装飾にあつては、発注者から別途提供するデザインを基に、会場全体のデザインを統一すること。（デザイン等については事前に発注者の承認を得ること。なお、デザインデータ提供は6月6日（金）を想定している。）
- ・会場設営及び撤去にあつては、発注者及び岐阜県美術館（以下「美術館」という。）とスケジュール調整を行い、招待者及び来館者の安全確保を第一に考え実施すること。
- ・美術館の備品を借用する場合は、事前に美術館と調整するとともに、適切に管理すること。
- ・判断し難い事項や、緊急の工事等が発生する場合は、発注者と協議して決定すること。

【表①】

資 機 材	仕 様 等	数 量
①看板・案内サイン	①美術館北側の専用看板スペースに設置する看板シートを作成。デザインは発注者が提供する。取り付け及び撤去を含む。 材質：カラーインクジェット出力＋UVカットラミネート加工 数量：1枚 規格：W：2,730mm×H：1,860mm （有効）W：2,650mm×H：1,770mm 看板土台はアルミ複合板（白） 2枚の看板の接する枠部分を取り外し、貼り込み後の隙間処理を要する。 ②美術館南門西側の専用看板スペースに設置する看板シートを作成。デザインは発注者が提供する。取り付け及び撤去を含む。 材質：カラーインクジェット出力＋UVカットラミネート加工、下地パテ処理 数量：1枚 規格：W：2,655mm×H：2,500mm （有効）W：2,655mm×H：1,750mm 看板土台はアルミ、アルマイト仕上げ ③美術館内展示室3西入口及び東入口の自動ドアガラス面に設置する看板シートを作成。デザインは発注者が提供する。取り付け及び撤去を含む。 材質：再剥離タイプインクジェット印刷グラフィック用粘着フィルム 数量：各1枚 計2枚 規格：各W：1,710mm×H：2,810mm ④県美術館内展示室4入口付近の南側壁面の専用看板スペースに設置する看板シートを作成。デザインは発注者が	1式

	提供する。取り付け及び撤去を含む。 材質：カラーインクジェット出力＋ラミネート加工 数量：1 枚 規格：W：1,780mm× H：1,780mm 看板土台は磁石金属製 <u>⑤展覧会場内にある既設の案内看板に貼るシート</u>の作成、取り付け及び撤去。基本デザインは発注者が提供する。 材質：カラーインクジェット出力＋ラミネート加工 数量：3 枚 規格：W：450mm× H：1,485mm (内容)「日本画、洋画」1 枚 「工芸、書、写真、自由表現」1 枚 「彫刻」1 枚 (W.438mm) <u>⑤ー② 展覧会場にある既設の案内看板に貼るシート</u>の作成、取り付け及び撤去。基本デザインは発注者が提供する。 材質：カラーインクジェット出力＋ラミネート加工 数量：1 枚 規格：W450mm × H900 (余白処理は他看板と同一性のあるよう処理) (内容)「自由表現映像作品」 (横書き、2段を想定) デザイン・文字校正あり (2回以上) <u>⑥会場案内・関連プログラム告知看板</u>の作成。基本デザインは発注者が提供する。設置及び撤去を含む。 材質：木製、表面はカラーインクジェット出力＋ラミネート加工、裏面は表装 数量：1 枚 規格：W：900mm× H：1,800mm× T：50mm 自立式金具共 <u>⑦部門別表示パネル</u> デザイン費込み (特に表記がない場合は1段書き) 10枚 ウッドラックパネル A3サイズ ア) 日本画・洋画・彫刻・書・写真・自由表現映像作品 (2段書き) 各1枚 イ) 工芸・自由表現 各2枚 <u>①～④ 設置想定日 2025/7/14 (月)</u> <u>⑤～⑦ 設置想定日 2025/7/28 (月)～2025/8/1 (金)</u>	
--	---	--

②展示台（本欄の台は工芸部門用）	規格：木軸組、天板（9mm 合板）、腰板（4mm 合板） 側面及び展示面 白加工紙貼り、下地調整共 W：4,500mm× D：1,800mm× H：600mm ※展覧会終了後、撤去すること。	1 台
③写真デジタルデータ用映像装置（審査会・観覧）	・液晶ディスプレイ（4 K対応タッチ式モニター50 インチ程度） 2 台 ・ディスプレイスタンド（中段棚板付き） 2 台 ・接続ケーブル等 1 式 ・表示のために必要な機器 2 式 ・審査会表示操作のために必要な機器 1 式 ※審査会のため、全受付作品を発注者と調整のうえ、モニター表示（順送り・逆戻し等含む）もできるようにすること。 ※審査会後は、入選以上の作品を観覧できるようにすること。（納品は5（1）v）を想定している。） （作品選択はタッチ式モニター上での対応とすること。表示（納品）については、開場後の観覧に支障の無いよう発注者と十分調整すること。） ※設置期間は、7月18日（金）以降7月22日（審査会リハーサル当日まで）の間から8月25日（展覧会最終日）までとする。（展覧会終了後（最終日若しくは最終日翌日に撤去） ※説明用紙（A3、上質紙、ラミネート仕様）を展示に合わせて作成すること。掲示用自立式スタンドは発注者が準備する。ただし、発注者が不要と判断した場合は作成を要しない。	1 式
④映像作品用映像装置（審査会時）	・液晶ディスプレイ（自由表現部門 55 インチ程度） 1 台 ・ディスプレイスタンド 1 台 ・接続ケーブル等 1 式 ・表示のために必要な機器 1 式 ・審査会表示操作のために必要な機器 1 式 ※審査会終了後、映像ブース設置に供しないものは撤去のこと。	1 式
⑤映像作品用映像装置（開催間中観覧用）	・液晶ディスプレイ（自由表現部門 32 インチ程度） 2 台 ・ヘッドフォン 4 個（1 台につき 2 個接続） ・ヘッドフォン分配ケーブル 2 個 ・タブレット（Surface Pro 又は同等品） 2 台 ・接続ケーブル 2 式 ・ブースパネル（パネル設営・機器設置・撤去含む） 1 式 ・設置机・設置机表を覆う布（光が反射しないような色の布（黒色など）） 1 式 ・自由表現部門操作説明用紙（A3、上質紙、ラミネート仕様）を利用者にわかりやすいよう作成・設置すること。 2 枚	1 式

	※審査会後は、入選以上の作品を観覧できるようにすること。納品日は5(1) v) を想定している。) ※ブース等設置は8月4日(月)を想定している。設置期間は設置後から開催期間中とする。展覧会終了後撤去するとともに、ブース設置箇所を岐阜県美術館等の指示により復元すること。	
⑥審査員講評パネル	○バックパネル 木工パネル、白加工紙貼り、 W : 6,600mm× H : 3,000mm× T : 50mm 1 式 ○タイトルパネル ウッドラックパネル、 W : 1,800mm× H : 300mm× T : 7mm 1 枚 ○審査員コメントパネル ウッドラックパネル、 W : 800mm× H : 900mm×T : 7mm 1 4 枚 ※バックパネル設置は8月4日(月)(休館日)、タイトルパネル・コメントパネルは8月7日(木)17時以降を想定している。	1 式

(2) 表彰式・開場式運営業務(表彰式・開場式：令和7年8月9日(土)を予定)

表彰式・開場式を開催するため、下記の業務を行う。

なお、リハーサルを前日(8月8日(金))に行う予定としているので、進行ディレクター、進行アシスタント、音響オペレーター、映像オペレーター、現場管理スタッフ、司会者の日程調整を行うとともに、人件費は2日分を見込むこと。(司会者については、主催者からの要望があることに対応するため、契約後速やかに調整すること。)

① 会場整備業務

- ・次表に掲げる資機材(主催者準備品を除く)を準備し会場を設営すること。また、表彰式・開場式終了後、設営した資機材を撤去(クロストーク等で使用する資機材は除く)すること。
- ・会場設営及び撤去にあたっては、発注者及び美術館とスケジュール調整を行い、招待者及び来館者の安全確保を第一に考え実施すること。
- ・ステージ(最大W : 7,200mm×最大D : 3,000mm× H : 600mm)、映像装置(昇降式200インチスクリーン、プロジェクタ)、音響装置、司会台、机は会場備品を使用する。
- ・会場備品を使用する場合は、必要数量等事前に発注者と協議するとともに、その使用に当たっては適切に管理すること。
- ・判断し難い事項や、緊急の工事等が発生する場合は、発注者と協議して決定すること。

【表②】

資 機 材	仕 様 等	数 量
ステージ用階段	W900mm×D500mm×H400mm (2ステップ)	2 台
ノートパソコン	スクリーンに投影する映像操作用	1 台
テープカット器材	12 人予定	1 式
追加音響装置	映像収録用にステージマイクから直接録音するために必要となるアンプ、マイク、スピーカー(スタンド含む) 2 台、ケーブル類	1 式
追加映像機器	下記③で制作した映像について、故障時にサブシステムとして稼働するためのパソコン、スイッチ	1 式

	ヤー、スイッチング用モニター等	
和紙製灯りスタンド	イサムノグチ AKARI 30N+ST2、14A 相当	2 台
開場式用音響装置	効果的な演出のための音響装置	1 式
ベルトパーテーション	主催者準備品を用い適宜設置・撤去のこと（保管等場所は原則荷解き室とする）	20 本 ※
受付	受付台、白布、受付区分表示看板・L 字スタンド付（13 枚程度）等 ※受付台は会場備品（会議用机）を使用	1 式

※数量は事前に調整のこと。（主催者準備品対応であることに注意）

② 表彰式・開場式実施業務

- ・発注者が提供する招待者名簿をもとに、当日の受付業務を行うこと。
- ・受付には、次表に掲げる受付要員を配置するとともに、招待者の区分別に受付窓口を設置するなど、円滑な運営に努めること。
- ・表彰式・開場式の運営にあたり、次表に掲げる進行管理に必要な人員を配置し、円滑な運営に努めること。
- ・表彰式・開場式の状況（リハーサル含む）を録画（三脚固定）し、データをDVD又はブルーレイディスクに保存し納品すること。
- ・運営マニュアル、進行台本を作成し、主催者の同意を得、納品すること。（校正作業あり）

7 月 1 1 日（金） 初稿（入賞者に関する部分は〇〇〇） 初校から三校まで適宜実施（原則三校とする） 8 月 6 日（水） 校了	}	入賞者情報は審査会終了日の翌々日（7 月 2 5 日）提供を想定
--	---	----------------------------------
- ・司会者は、各種式典等での司会経験者を起用すること。（司会者については上記（2）のとおり）
- ・従事スタッフには、識別性が高い統一的な服飾又は識別証を着用させること。
- ・その他、表彰式・開場式に必要なものを手配すること。

【表③】

人 員	人数
進行ディレクター（※）	1 名
進行アシスタント（※）	1 名
映像オペレーター（※）	1 名
音響オペレーター（※）	2 名
現場管理スタッフ（※）	2 名
司会者（※）	1 名
受付要員（受付ディレクター）	1 名
受付要員	4 名

（※）2 日分を見込む対象

③ 表彰式・開場式における映像制作

- ・表彰式でステージに備え付けの 200 インチスクリーンに投影するため、下記内容を含んだ映像を Microsoft PowerPoint で制作すること。
（内容）
 - ・ぎふ美術展の趣旨を踏まえたオープニング画像、
 - ・各次第のタイトル
 - ・審査員の画像
 - ・記念品とその作者の画像
 - ・ぎふ美術展賞 7 点の画像（静止画を基本とするが、映像作品が受賞した場合は動画もあり）

- ・発注者が提供するデータ（ぎふ美術展賞データは7月25日（金）（審査会翌々日）を想定）をもとに、テロップ等を入れて制作すること。
初稿：7月29日（火）までに提出
初校から三校まで適宜実施（原則三校とする）
校了：8月6日（水）（予定）
- ・内容については、発注者（主催者）と適宜打合せをしながら作成すること。

（3）関連プログラム運営業務

会期中、別紙 概要記載の関連プログラムを開催するため、下記業務を行う。

① 会場整備業務

- ・次表（【表④】）に掲げる資機材を準備し会場を設営すること。
- ・開催日（土日）の間の平日に他団体会場を使用する場合には、設営した資機材を撤去すること。（撤去後再設置が必要な場合の経費は別途協議とする。）
- ・すべてのプログラム終了後、設営した資機材を撤去すること。
- ・会場設営及び撤去にあたっては、発注者及び美術館とスケジュール調整を行い、来館者の安全確保を第一に考え実施すること。
- ・映像装置（昇降式200インチスクリーン、プロジェクタ）、音響装置、司会台、机は会場備品を使用する。
- ・会場備品を使用する場合は、必要数量等事前に発注者と協議するとともに、その使用に当たっては適切に管理すること。
- ・判断し難い事項や、緊急の工事等が発生する場合は、発注者と協議して決定すること。

【表④】

資 機 材	仕 様 等	数 量
布看板	講堂の天井から垂らす全プログラム共通のもの 材質：遮光スエード+20丸アルミタペストリーバー 規格：W：900× H：4,300mm	2本
トークセット	クロストーク出演者が座る椅子（2脚）及びローテーブル（2脚）（出演者数により椅子数等変更することがある。増となることに伴う費用の増加については、その都度協議する。また、期間中を通して数量が減となる場合についても別途協議する。）	1式
ノートパソコン	スクリーンに投影する映像操作用 （タイトル用、出演者データ用） ※HDMI エミュレーター・分配器を含む	2台
手話通訳用モニター	20インチ程度（台含む）	1式
受付	受付台、受付表示看板・L字スタンド付（2枚） ※受付台は会場備品（会議用机）を使用	1式
ポータブルスピーカー	作品講評会時に使用するもの（同時開催となる場合は必要数を追加。（費用の増加については、その都度協議））	1台
マイク	上記ポータブルスピーカー対応マイク（司会者用含む）	3本
追加音響装置	映像収録用にステージマイクから直接録音するために必要となるアンプ、マイク、スピーカー（スタンド含む）2台、ケーブル類	1式

② 関連プログラム実施業務

- ・当日の受付業務を行うこと。受付には、次表に定める人員を配置するとともに、参加者が多数見込まれるプログラムについては、待機列を設置するなど円滑な運営に努めること。
- ・各プログラムの運営にあたり、次表（【表⑤】）に掲げる人員を配置し、円滑な運営に努めること。
ただし、作品講評会については、映像オペレーター、音響オペレーターは不要とする。
- ・展示会場の様子は、展示が終わった後開場までの間に撮影（極力他者の映り込みがないことが望ましい）し、配信動画や納品データへ入れること。
- ・各プログラムの実施状況をビデオ録画（クロストークは三脚固定、作品講評会は移動録画）し、データをブルーレイディスク等に保存し納品すること。（納品に際しては「7 業務の実施」（5）に拠ること。）
- ・ビデオ録画撮影に際しては、【様式A】により、出演した入賞者等に対し個別に動画配信に関する了承を得、結果（A 4サイズへの複写）を主催者へも提供すること。
併せて、作品講評会・クロストーク映像をアーカイブ化しネット配信するために、来場者の肖像権（映り込み）に配慮し、必要に応じてカットやモザイク等処理を行い編集すること。（講師との調整は県が行う）なお、編集した映像は主催者が視聴・確認後、更なる編集を求めることがあるので、対応すること。（主催者の視聴・確認はYouTubeの限定公開対応とし、主催者が承認したものを「7 業務の実施」（5）に拠り納品すること。）
- ・作品講評会において、複数会場で開催する場合の司会進行業務は、司会者が対応できない会場についてはスタッフ等で対応すること。
- ・各プログラムには、発注者が手配する手話通訳者を配置すること。経費は発注者が負担する。
- ・運営マニュアル、進行台本を実施日の10日前までには作成し、主催者の同意を得ること。
- ・司会者は、各種式典等での司会経験者を起用すること。
- ・従事スタッフには、識別性が高い統一的な服飾又は識別証を着用させること。
- ・その他、関連プログラム実施に必要なものを手配すること。

【表⑤】

人 員	人数		人数
進行ディレクター	1名	進行アシスタント	1名
映像オペレーター	1名	音響オペレーター	1名
現場管理スタッフ	2名	司会者	1名
受付要員	2名		

- ・関連プログラムの開催スケジュール（想定）

クロストーク 会期中の土曜日・日曜日・祝日

時間は午後（13：00～14：30までの間）1時間程度

場所：講堂

作品講評会 開場日及び会期中の土曜日・日曜日・祝日

時間は概ね15：00～16：00の1時間程度

場所：各部門の展示場所

※詳細未定 確定次第伝達する

③ 関連プログラムにおける映像制作

- ・クロストークを開催する際に、会場備え付けの200インチスクリーンに投影するための映像をMicrosoft PowerPointで制作すること（Microsoft PowerPointで制作し難い場合は

- 契約締結後速やかに協議すること。)。内容は、オープニング画像、出演者の紹介画像を原則とし、必要に応じてトークの内容に必要な作品の画像等を予定している。
- ・内容については、主催者と適宜打合せをしながら制作すること。

④ 関連プログラムの発言記録の作成

- ・クロストーク及び作品講評会の講師発言内容及び参加者質問等の発言記録を文字起こしをしてMicrosoft Wordで作成し、録画した映像データと共にブルーレイディスクに保存し納品すること。

(4) その他業務

① アンケート用紙の作成等

来場者アンケート及び関連プログラム参加者アンケートの作成、参加者への配付及び記入依頼、回収(回収ボックス設置)、集計を行い、【様式B】を添付し、主催者へ提出すること。結果報告すること。来場者アンケートは500件程度、関連プログラム参加者アンケートは250件程度を想定している。別途発注者より提供するアンケートフォーム(ウェブ)からの回答結果と合わせて集計・結果報告すること。

なお、アンケートの原案は発注者が提供する。(原案の提供時期は美術展初日の2週間前まで)

- #### ② 岐阜受付(7月19日(土)・20日(日)・審査会(7月23日)等において必要とする長机(W1,800mm×D600mm)40脚を準備すること。県有品と混同しないようテーブル表面以外の視認し易い部分に目印(直径2cm程度黄色の丸シールが望ましい)をつけておくこと。

(搬入は7月18日午後を、返却は7月23日18時以降の日時を想定している。)

6 打ち合わせ等

- (1) 受託者は、発注者と緊密な連絡と十分な打ち合わせを行い本業務を遂行するものとし、発注者からの本業務に係る指示に従わなくてはならない。
- (2) 受託者は、本仕様書の記載事項又は本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議するものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議し、実施計画の内容は協議により、追加、修正、削除することがある。
- (4) 上記(3)に伴う協議には、費用の増減を含むものとする。

7 業務の実施

(1) 業務計画書

受託者は、契約締結後、速やかに下記事項を記載した業務計画書を作成し、提出しなければならない。(業務工程は仕様書中の想定月日等を参考として作成してください。)

①業務工程

②業務組織計画

③連絡体制(緊急時含む)

(2) 積算内訳書

受託者は、本仕様書に基づいて積算内訳書(見積書でも可)を作成し、契約締結時に合わせて提出しなければならない。

(3) 再委託

受託者は契約書の規定により、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

(4) 工程調整

受託者は業務工程を綿密に行い、円滑な運営を図ること。

- (5) デジタルデータの納品は最終編集後のものを次の区分で整理するとともに、極力枚数を少ないようにすること。(ブルーレイ又はDVD) また、納品物(ブルーレイ又はDVD)に題名と実施年月日を記載(印字可)すること。(テープ等貼付での対応は再生時に故障となる危険性があるため、不可)

区 分	記 載 事 項	備 考
表彰式・開場式	表彰式・開場式	リハーサル含む(リハーサルは固定カメラ撮影(ステージ袖まで))
関連プログラム	①作品講評会とクロストークの別、②部門名、審査員等名、③開催年月日	作品講評会とクロストークが混在することは可。開催日順で整理のこと
クロストーク用に作成したデータ	①クロストークの表題等(原則チラシに同じ)	開催日順で整理のこと 編集可能な形式で提出のこと

- (6) 看板・案内サインは原則仕様書添付資料(第5回時状況)と同じとする。(設置等は発注者の立会の下行う。「【表①】 資機材① 仕様等⑦」は展示作業が始まってからの設置を想定している。(展示指導等により、変更を依頼することがある。) 軽微な変更は既定経費対応とする。)

(7) 記録写真の撮影

下記(8)①、③のための写真の他、次回開催に参考となるとと思われる場面の写真を多数撮影し、下記④に併せて提供のこと。

(8) 業務状況報告書等の提出

業務完了届提出時に、次の書類を提出

- ①関連プログラム実績報告書 (参加者数、審査員等名、司会者等名、その他参考となる事項、記録写真含む) 2部 及びワード、エクセル、パワーポイントのいずれかに対応可能なファイル
- ②事業費内訳書
- ③展示会場、表彰式・開場式、看板設置状況の各記録写真と関連事項
関連事項: 設置等年月日
- ④上記提出に使用した写真データ・使用したもの以外の参考記録写真データ(DVD等に記録したもの)

※提出物へ印刷される記録写真等には、写真状況(内容説明又は見出し)を付記すること。

8 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、以下(1)～(5)を遵守すること。

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

- ① 受託者が当業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、公益財団法人岐阜県教育

文化財団個人情報保護規程に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- ② 受託者は、本委託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程を遵守させなければならない。

(4) 守秘義務

- ① 本委託業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、他の目的に使用してはならない。
- ② 本委託業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ ①及び②の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(5) 著作権に関する事項

別記「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

9 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者が、その材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象となる旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかった場合は、発注者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

10 著作物の使用等について

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとするときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、受託者は、当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において、一切を処理しなければならない。

11 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求にまたは契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

著 作 権 等 取 扱 特 記 事 項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 写真
- 二 映像
- 三 ロゴ、イラスト

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

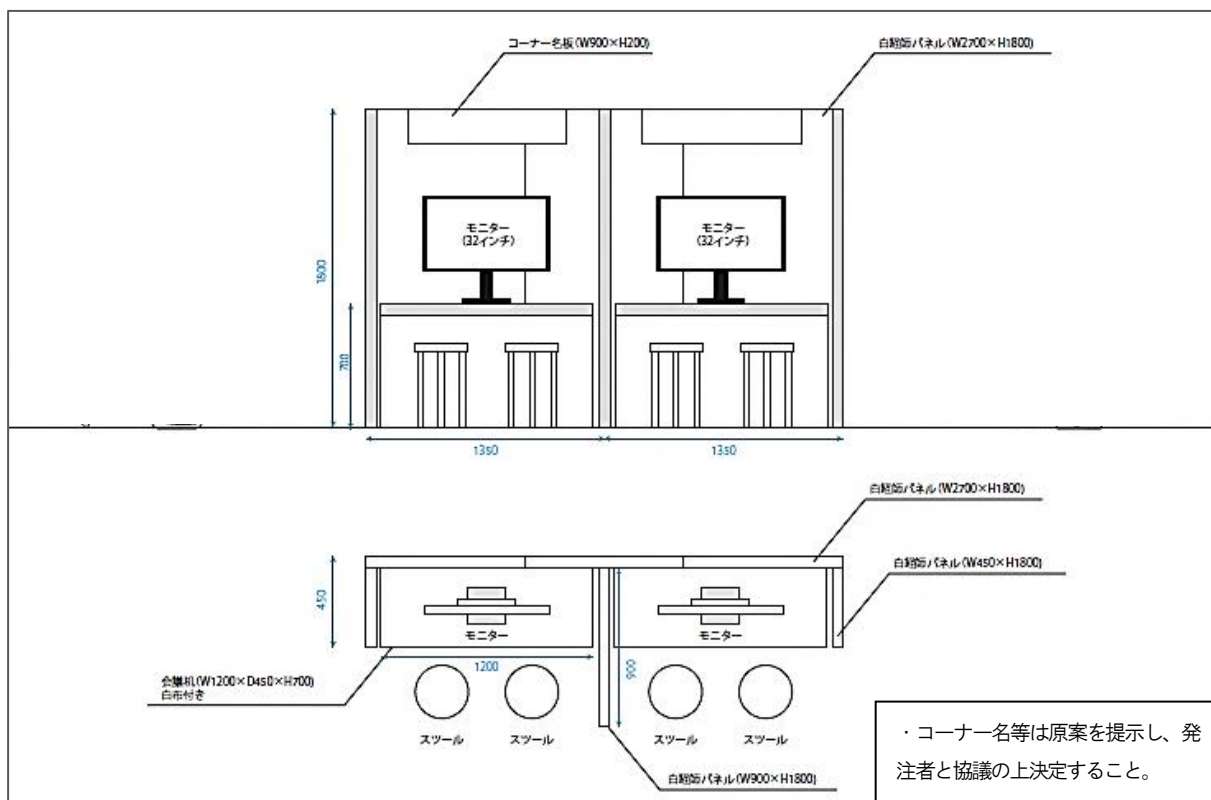
(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(DVD)を当該印刷製本物等の引渡し時に引き渡すものとする。

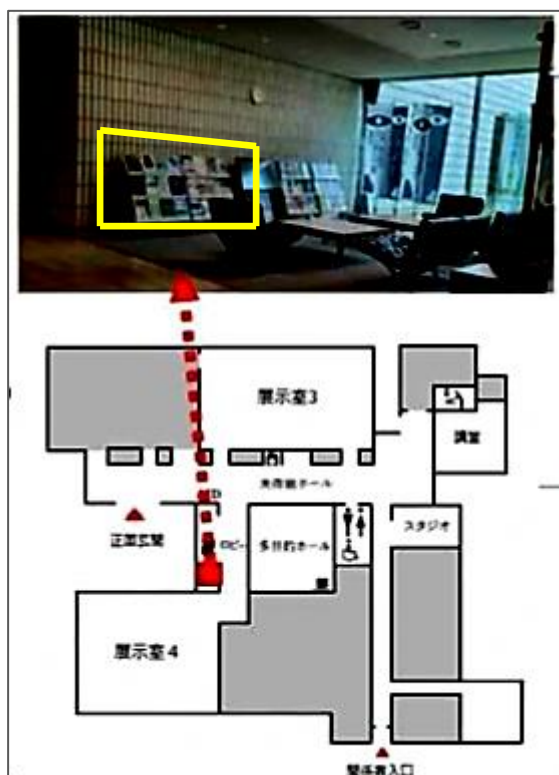
2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

(別図)



※設置位置 (下記のとおり(変更することがある。))



- ・テーブル上は画面への反射・写り込みが生じない色(黒等)で覆うこと。(第5回時参照)
- ・設置に際し配架棚等は移動させること。美術展終了後の撤去時は復元すること。
- ・スツールは主催者準備品で対応

第5回時の模様



【様式A】

作品講評会 【 】
クロストーク 【 】 動画配信承諾書

作品講評会・クロストークでの私の模様（発言含む）について、ぎふ美術
展公式ホームページで公開することに同意します。

氏 名 _____
住 所 _____
連絡先 _____

※用紙サイズは適宜で可（不要な文字は削除等すること）

主催者記入欄

【備考：動画登場 ○番目の方】

【様式B】

第6回ぎふ美術展関連プログラムアンケート

関連プログラム名

作品講評会 ○○部門

クロストーク ○○部門

○○○○ × ○○○○

テーマ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

実施年月日 令和7年8月 日（ ）

○○時○○分 ～ ○○時○○分

実施場所 展示室3・4 講堂

参加者数 名

アンケート回収数 件

※A4判（不要な文字は削除等すること。）

清流の国ぎふ芸術祭「第6回ぎふ美術展」概要

展覧会開催概要

- 事業名称：清流の国ぎふ芸術祭「第6回ぎふ美術展」
- 開催趣旨：美術に親しむ県民の裾野を拡大し、県民の創造力、鑑賞力の向上に寄与するため、創作活動に励む県民に広く発表する機会を提供する公募展「ぎふ美術展」を開催する。
- 展示点数：日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真、自由表現の7部門の入賞・入選作品
※想定点数 416点程度
- 開催日時：令和7年8月9日（土）～8月24日（日） 10:00～18:00
※休館日：8月12日（火）・18日（月）
※8月12日は14:00開場、最終日は14:30まで
- 開催場所：岐阜県美術館（岐阜市宇佐4-1-22）
- 主 催：岐阜県・岐阜県美術館、公益財団法人岐阜県教育文化財団
- 主な日程：

日 程	実 施 内 容
7月15日（火）	作品受付（飛騨・世界生活文化センター）
7月16日（水）	作品受付（飛騨・世界生活文化センター） 作品受付（パロー文化ホール）
7月17日（木）	作品移送・搬入（飛騨受付品⇒県美術館） 作品移送・搬入（東濃受付品⇒県美術館）
7月19日（土）、20日（日）	作品受付・搬入（岐阜県美術館）
7月23日（水）	審査会（岐阜県美術館）
8月9日（土）	表彰式・開場式（岐阜県美術館）
8月9日（土）～8月24日（日）	展覧会（岐阜県美術館）
8月9日（土）、10日（日）、11（月・祝）、16日（土）、17日（日）、24日（土） ※予定	関連プログラム（作品講評会、クロストーク）開催（岐阜県美術館）

表彰式・開場式

- 開催日時：令和7年8月9日（土） 13:00～14:00
- 会 場：表彰式・開場式（岐阜県美術館 講堂）
※テープカットは展示室3前
- 出席者：審査員、企画委員、受賞者、来賓等関係者 最大150名程度

関連プログラム

- 目 的：芸術の各分野で活躍する第一人者の自由闊達な話や展示作品の講評を聞くことで、創造力及び鑑賞力の向上につなげる。
- 詳 細：未定